

器具器械 22 検眼用器具のうち、検眼レンズ
一般医療機器 フレスネルレンズ 32693000

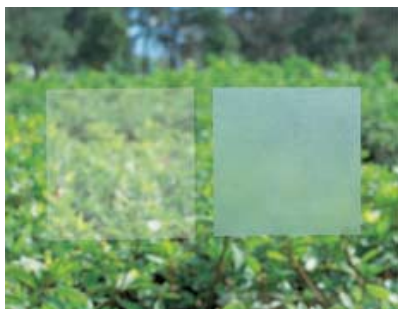
弱視治療用眼鏡箔

【禁忌・禁止】

本製品を曲げ、切削、打刻（刻印）などの二次的加工（改造）することは、折損等の原因となるので絶対に行わないこと。

- 3) 眼鏡箔の辺を濡らす。
- 4) 濡れている方を内側にして、眼鏡箔を眼鏡に当てる。
- 5) 乾いた布で押し付け、こすってすべての泡を取る。

【形状、構造及び原理等】



【使用目的又は効果】

眼鏡に貼り付け、弱視を矯正する。

【使用方法等】

- 1) 眼鏡箔を眼鏡より1mm小さく切る。
- 2) 眼鏡を十分に洗う。

【使用上の注意】

- 1) 使用前に異常が無い点検すること。
- 2) 使用目的以外の目的で使用しないこと。また、折損の原因になり得るので使用時に必要以上の力を加えないこと。

【保管方法及び有効期間等】

高温、多湿、直射日光及び水漏れを避けて室温で保管する事。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造業者 Ryser Optik AG

リイサー社 スイス

製造販売業者 アールイーメディカル株式会社



RE MEDICAL, Inc.

本 社：〒540-0011 大阪府大阪市中央区農人橋2丁目1番29号

TEL (06)-4794-8220(代表)